

第6編 環境衛生

第1章 食品衛生

ポイント

- ・福井県食品衛生監視指導実施要領に基づき、業種ごとに定期的に各施設に立入りし、監視指導を行った。
- ・ふぐ、かき等の特産品についても流通が広域化している為、表示や品質管理の徹底を指導するとともに、定期的な収去検査を実施した。

1 食品衛生法に基づく施設数

(1) 営業許可を要する施設

営業許可を要する施設数は表1のとおりである。食品衛生法第52条に基づく要許可34業種のうち、管内には23業種で許可施設数は1,674施設となっており、前年度と比較して23施設減少した。平成30年度は702施設の監視指導を行った。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設 (H31.3.31現在)

業種	区分	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数							告発件数		調査・監視指導施設数	
			継続	新規		営業許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	無許可営業	その他			
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	314	30	23	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106
	仕出し屋・弁当屋	102	16	15	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68
	旅館	243	42	1	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	165
	その他	275	27	21	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66
菓子(パンを含む)製造業		113	14	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		133	19	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78
魚介類せり売り業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉練り製品製造業		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食品の冷凍または冷蔵業		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
かん詰めまたはびん詰食品製造業(上記および下記以外)		5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
喫茶店営業		113	8	4	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		23	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
乳類販売業		143	18	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41
食肉処理業		3	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
食肉販売業		82	14	12	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41
食肉製品製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
醤油製造業		2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソース類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類製造業		3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
そうざい製造業		79	10	11	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52
添加製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷雪製造業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪販売業		2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,674	204	109	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	702

(2) 許可を要しない食品関係施設

許可を要しない施設数は表2のとおりである。

表2 許可を要しない食品関係施設数 (H31.3.31現在)

種別	区分	施設数	処分件数				告発件数	監視指導施設数
			止業 命令禁	止業 命令停	止物 命令廃	その他		
給食施設	学校	28	-	-	-	-	-	21
	病院・診療所	4	-	-	-	-	-	4
	事業所	6	-	-	-	-	-	-
	その他	43	-	-	-	-	-	4
合計		81	-	-	-	-	-	29

(3) 福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数

許可および登録営業施設数は表3のとおりである。

表3 食品衛生条例に基づく営業許可および登録状況 (H31.3.31現在)

業種	施設数	継続許可数	新規許可数	廃業施設数
許可	魚介類加工業	34	4	-
	漬物製造業	26	7	-
登録	魚介類行商	1	-	1

2 食中毒発生状況

食中毒発生状況は表4のとおりである。

表4 食中毒発生状況 (各年度末現在)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
発生件数	1	1	2	1	1	0
患者数(人)	5	4	3	5	1	0

3 衛生教育実施状況

講習会の内容は、食中毒発生状況、ウイルス性および細菌性食中毒の予防、異物混入対策、ふぐの取り扱い、自主管理点検の記録、イベント等での食品の調理・提供時の対策等である。

旅館営業者への食品衛生講習会 5回、193人

移動販売業者への食品衛生講習会 1回、18人

浜茶屋営業者への食品衛生講習会 1回、26人

食品衛生責任者対象講習会 4回、536人

食中毒・感染症予防研修会 2回、88人

食品営業関係者への衛生指導 2回、45人

小浜市学校給食調理員への衛生講習 1回、36人

国体(プレ大会)弁当調整施設・ふるまい事業者等への食品衛生講習会 3回、64人

食品関係の組合、地域の組合団体等への食品衛生講習会 12回、204人

4 ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理登録者数

ふぐ処理登録者は横ばい傾向であり、管内のふぐ処理登録者は 364 人、ふぐ処理施設は 143 施設である。

表 5 管内ふぐ処理施設および登録者数 (H31.3.31 現在)

市町名	ふぐ処理施設数	ふぐ処理登録者数
小浜市	86	219
高浜町	39	104
おおい町	14	26
若狭町	4	15
合計	143	364

5 調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況

調理師試験の受験者数、登録者数は平成 29 年度と比べて減少し、製菓衛生師の登録者数は平成 29 年度と比べて減少した。

表 6 調理師・製菓衛生師の受験および免許取得状況 (各年度末現在)

区分		年度					
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
登録者	調理師	59	45	31	33	38	16
	製菓衛生師	4	2	6	4	3	2
同上累計	調理師	5,577	5,622	5,653	5,686	5,724	5,740
	製菓衛生師	204	206	212	216	219	221
受験者数	調理師	45	25	30	38	24	22
	製菓衛生師	6	3	8	2	3	3
合格者数	調理師	37	21	17	19	15	11
	製菓衛生師	4	1	4	1	1	1

6 食品等の収去検査状況

食品等の収去検査状況は表7のとおりである。

表7 平成30年度 食品等の収去検査状況

品目	検体数	検査項目		不適合数		
		理化学検査	細菌等検査	食品衛生法	食品表示法	衛生規範指導基準
魚介類	10	5	5	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	2	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	0	2	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	2	0	2	0	0
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）	2	2	2	0	0	0
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	2	3	0	0	0
乳製品	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	2	1	2	0	0	0
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	1	2	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	18	14	5	0	0	0
菓子類	23	3	20	0	0	1
清涼飲料水	2	2	2	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0
氷雪	1	0	1	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	3	2	1	0	0	0
その他の食品	36	1	35	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	18	18	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0
計	127	51	84	0	0	1

第2章 動物愛護・狂犬病予防

1 動物愛護関係業務

管内にある第一種動物取扱業の10施設（14業種）に立入検査を実施している。

なお、平成30年度から犬猫の保護・引取・返還・譲渡、動物に起因する苦情、適正飼育等の相談は動物管理センターが実施することとなった。

2 狂犬病予防関係業務

犬の登録および狂犬病予防注射業務は、各市町において実施している。当センターでは、福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき狂犬病予防関係業務を実施している。

表1 動物愛護関係業務・狂犬病予防関係業務の状況 (各年度末現在)

区分		年度					
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
犬の登録	小浜市	102	74	101	71	56	71
	高浜町	42	26	29	32	27	27
	おおい町	21	17	33	23	26	21
	合計	165	117	163	126	109	119
予防注射	小浜市	878	927	874	869	836	785
	高浜町	398	402	418	355	347	336
	おおい町	331	304	392	293	296	279
	合計	1,607	1,633	1,684	1,517	1,479	1,400

※若狭町（旧上中町）は二州健康福祉センターで計上しているため集計していない。

表2 動物取扱業登録施設数(平成30年度末)

販売	保管	貸出	訓練	展示	施設数
4	7	0	2	1	10

表3 特定動物飼養許可施設数(平成30年度末)

施設数	特定動物の種類	頭数
1	レプタイルス・セルヴァル(サーバル)	1

第3章 環境衛生

ポイント

- ・生活衛生営業施設数は、旅館等の廃止が目立つが、その他の施設では大きな変化はない。
- ・管内の廃棄物許可業者に対し定期的に立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- ・一般廃棄物の処理、リサイクル状況については、廃棄物処理の広域化とリサイクル施設の整備が進んでいる。
- ・下水道の整備により、浄化槽の設置件数は年々減少している。

1 生活衛生営業施設

管内の生活衛生営業施設は表1のとおりである。

当管内は、夏期の海水浴シーズンを中心に関西方面から多くの観光客が訪れているが、その宿泊施設として主に旅館が利用されている。しかし、観光客の減少や営業者の高齢化等によって施設数は年々減少傾向にある。

また、旅館・公衆浴場の入浴施設からのレジオネラ症発生防止対策として、自主検査の徹底と行政検査も実施している。

理容所、美容所およびクリーニング所等の施設数については、目立った変化はない。

表1 生活衛生営業施設数

(H31.3.31現在)

業種別	区分	市町別営業施設数				平成30年度状況			
		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	計	許可件数	廃止件数	監視件数
理容所		38	8	9	6	61	3	4	3
美容所		70	24	8	12	114	2	1	73
クリーニング所 (洗濯所)		5	2	3	1	11	-	1	11
クリーニング所 (取次所)		13	4	2	3	22	1	1	1
公衆浴場		2	2	5	5	14	-	-	4
興行場		2	2	3	1	8	-	-	3
旅館業法	ホテル	8	1	3	-	12	-	-	6
	旅館	66	82	45	6	199	0	7	165
	簡易宿所	16	19	29	8	72	3	1	11
	下宿	-	-	1	-	1	1	-	1
	特例旅館	12	32	-	-	44	44	44	44
	小計	102	134	78	14	328	54	59	322

2 廃棄物

(1) 産業廃棄物許可業者（収集運搬業・処分業）

産業廃棄物収集運搬業許可業者は増加傾向にあり、管内は京都府および滋賀県と隣接していることから、県外許可業者が約65%を占めている。

産業廃棄物処分業者・産業廃棄物処理施設については建設リサイクル法の施行により、建設系廃棄物のリサイクルを行う破砕処理施設が多数を占めている。

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者数・監視数 (H31.3.31現在)

業種	区分	業 者 数			監 視 数		
		管 内	管 外	計	管 内	管 外	計
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く。)		63	123	186	5	-	5
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)		6	-	6	6	-	6
特別管理産業廃棄物収集運搬業		4	14	18	3	-	3
合 計		73	137	210	14	-	14

※特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有する産業廃棄物。

表3 産業廃棄物処分業許可業者数・監視数 (H31.3.31現在)

業種	区分	業 者 数	監 視 数
産業廃棄物処分業		15	35
特別管理産業廃棄物処分業		-	-
合 計		15	35

(2) 産業廃棄物処理施設

管内には8施設が設置されている。

平成13年2月からは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、新たに木くずおよびがれき類の破碎施設で処理能力が5t/日以上は許可施設となった。

なお、焼却施設においては、ダイオキシン類の排出規制や施設の構造基準が強化された。

表4 産業廃棄物処理施設許可件数の推移 (各年度末現在)

種別	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備 考
汚泥の脱水処理施設		2	2	2	2	2	2	2	移動式2
汚泥の焼却施設		1	1	1	1	-	-	-	
木くずの破碎施設		2	1	1	1	1	1	1	
がれき類の破碎施設		4	4	4	4	4	4	4	
廃プラスチック類焼却施設		-	-	-	-	-	-	-	
安定型最終処分場		1	1	1	1	1	1	1	
合 計		10	9	9	9	8	8	8	

(3) 廃棄物の不適正処理防止

産業廃棄物処理施設等の不足から不適正処理や不法投棄が懸念されるため、重点監視区域を定め、市町、警察などからなる「不法処理防止連絡協議会」での連携を強化するとともに、合同パトロールや休日・夜間のパトロールを実施し、不適正処理等の防止に努めている。

3 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車の引取り、フロン類の回収、解体、破砕を行う場合は登録または許可が必要になった。

管内の登録・許可業者は表5に示すとおりである。

表5 登録・許可業者数と立入検査数 (H30.3.31現在)

種別	区分	業者数	立入検査数
破砕業		3	3
解体業		4	4
フロン類回収業		7	4
引取業		16	4
合計		30	15

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年6月30日までに保管状況および処分状況等について届け出る必要があり、管内の36事業所について届出書が提出されている。

また、県内の高濃度PCB廃棄物は、PCB特措法に基づくPCB廃棄物処理基本計画により中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所において、適正に処理することが必要となっている（処分期間：変圧器・コンデンサー等：令和4年3月31日、安定器・汚染物等：令和5年3月31日まで）。なお、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等での処理を行う必要がある（処分期間：令和9年3月31日）。平成30年度は、管内の6事業者が処理を実施した。

5 浄化槽

管内の浄化槽設置施設数は表6のとおりである。浄化槽に関する法律や構造と正しい使用方法を周知し、適正な維持管理の徹底と快適な生活環境づくりを図るため、新規の浄化槽設置者に対して講習会を毎年実施している。

なお、高浜町および若狭町では、浄化槽法に関する事務の一部に係る権限が移譲されている。

表6 管内（市町別）浄化槽設置数等の概況 (H31.3.31現在)

市町名	区分	浄化槽数	内合併浄化槽数	届出数	廃止数	7条検査実施状況 (設置後の水質検査)	11条検査実施状況 (定期検査)	浄化槽工事登録数	浄化槽保守点検登録数
小浜市		649	348	11	15	5	468	12	1
高浜町		-	-	-	-	-	-	8	2
おおい町		176	148	1	1	1	154	2	1
若狭町		-	-	-	-	-	-	4	0
合計		825	496	12	16	6	622	26(県外6)	4(県外1)

6 飲料水

管内の水道施設数は表7のとおりである。

なお、小浜市の専用水道および簡易専用水道に係る事務は移譲されている。

表7 水道施設数

(H31.3.31 現在)

市町名	区分	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給施設	簡易専用水道
小 浜 市		1	14	-	4	-
高 浜 町		1	4	1	2	11
お お い 町		0	5	2	4	9
若 狭 町		1	1	0	0	8

7 その他（特定建築物、墓地等、温泉）

特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などに利用される相当程度の規模の建築物のことで、管内に特定建築物は30施設ある。

なお、小浜市、おおい町および若狭町の墓地、埋葬等に関する法令の事務の一部は権限が移譲されている。

表8 特定建築物等施設数

(H31.3.31 現在)

市町名	区分	特定建築物	建築物衛生管理業登録業者	火葬場	墓 地	納骨堂	温 泉 (源泉)
小 浜 市		12	2	-	-	-	-
高 浜 町		8	3	1	2	106	1
お お い 町		8	1	-	-	-	2
若 狭 町		2	0	-	-	-	-
合 計		30	6	1	2	106	3

第4章 環境保全

ポイント

- ・管内の水質汚濁防止法等の環境保全関係の法律に基づく届出施設数は、近年ほぼ横ばいの状態である。
- ・地下水の概況調査およびダイオキシン類濃度の環境調査を実施しており、その結果、管内においては全ての地域で環境基準を達成していた。
- ・平成30年度に当センターに寄せられた公害に関する苦情は油流出等に関するものが多かった。

1 環境保全関係届出施設（ばい煙発生施設等）届出状況

ばい煙発生施設・特定施設等の設置工場・事業場は、小浜市に多く、管内の約42%を占める。これらの施設の数および届出状況は、表1のとおりである。

届出のあった工場・事業場に対しては立入調査による監視指導を実施している。

なお、おおい町、若狭町および高浜町の一般粉じん発生施設に関する事務の一部は町に権限が移譲されている。

表1 環境保全関係届出施設設置工場・事業場数

法（施設）区分	区 分	小 浜 市	高 浜 町	おおい町	若 狭 町	合 計
大気汚染防止法 （ばい煙発生施設）	H29 累 計	13	5	5	6	29
	届 出 件 数	1	1	2	1	5
	廃 止 件 数	0	0	0	1	1
	H30 累 計	14	6	7	6	33
	立入実施件数	2	2	4	1	9
大気汚染防止法 （一般粉じん発生施設）	H29 累 計	4	—	—	—	4
	届 出 件 数	0	—	—	—	0
	廃 止 件 数	0	—	—	—	0
	H30 累 計	4	—	—	—	4
	立入実施件数	0	—	—	—	0
水質汚濁防止法 （ 特 定 施 設 ）	H29 累 計	233	72	45	34	384
	届 出 件 数	4	1	1	0	6
	廃 止 件 数	2	1	2	2	7
	H30 累 計	235	72	44	32	383
	立入実施件数	11	4	12	3	30
ダイオキシン類 対策特別措置法 （ 特 定 施 設 ）	H29 累 計	1	4	2	5	12
	届 出 件 数	0	0	0	0	0
	廃 止 件 数	0	0	0	1	1
	H30 累 計	1	4	2	4	11
	立入実施件数	0	4	2	4	10
福井県公害防止条例 （ 特 定 施 設 ）	H29 累 計	3	3	1	0	7
	届 出 件 数	0	0	0	0	0
	廃 止 件 数	0	0	0	0	0
	H30 累 計	3	3	1	0	7
	立入実施件数	1	1	1	0	3

2 地下水等の環境基準達成状況

福井県では、毎年地下水の水質検査（概況調査）を行っており、平成30年度は、表2のとおり、管内では4箇所で行った。概況調査で環境基準を超過した地下水については、毎年継続監視調査を実施し、現状や経過について把握している。

また、福井県では、毎年、県内における大気、水質、土壌のダイオキシン類濃度の調査を実施しているが、平成30年度の管内での調査地点は表2のとおりである。なお、全ての地点で環境基準を達成している。

表2 地下水およびダイオキシン類の調査状況

調査区分	市町村	地点名	判定結果	その他
地下水 概況調査	小浜市	千種	適	
	高浜町	宮崎	適	
	おおい町	大島	適	
	若狭町	下夕中	適	
地下水 継続監視調査	小浜市	下竹原	適	
		下竹原	適	
		駅前町	適	
	高浜町	東三松	適	
			適	
		立石	適	
		菌部	適	
ダイオキシン類 大気環境調査	—	—	—	実施なし
ダイオキシン類 地下水質環境調査	高浜町	宮尾	適	
	おおい町	虫鹿野	適	
ダイオキシン類 土壌環境調査	小浜市	野代	適	
	小浜市	青井	適	

3 公害苦情

平成30年度における公害苦情件数は表3のとおりであり、野外焼却や油流出による苦情が多い。

表3 公害苦情件数

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	その他
件数	1件	4件	3件
備考	野外焼却等	油流出等	不法投棄等

